

食品移動営業車取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自動車に施設・設備を設けて食品の調理及び販売を行う営業について、その取扱方法を定めることにより、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の円滑な運用を図り、もってこれらの営業による衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- 2 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定めるもののうち、二輪を除くものをいう。
- 3 食品移動営業車（以下「営業車」という。）とは、自動車に施設・設備を設け、営業予定地を移動して食品を調理及び販売する形態のものをいう。
- 4 「下処理施設」とは、営業設備及び食品等の保管、一次加工、給水、器具等の洗浄消毒を行うための施設をいう。
- 5 「一次加工」とは、営業車内で加熱処理等の簡易な調理の工程により客に提供できる状態、形状にするために、あらかじめ食品を加工することをいう。
- 6 3の規定のうち販売とは、魚介類販売業をいう。

(営業の種類及び取扱品目)

第3条 営業車による営業許可対象業種及び実施可能な営業内容は、別表第1のとおりとする。

- 2 営業の許可は原則として、1車両につき1業種とし、飲食店営業の範囲で魚介類販売業も行えるものとする。

(営業の許可等)

第4条 営業車により食品の調理及び販売を業として営もうとする者は、法第55条の規定による許可を受けなければならない。

- 2 営業の許可は、申請者の住所地を管轄する保健所長が行うものとする。ただし、申請者の住所地が他の都道府県にある場合、その他特別な理由があると認められる場合にあっては主たる営業地を管轄する保健所長等が行うものとする。
- 3 営業許可の申請は、令和3年4月8日付け3食生第15号健康福祉部長通知「食品衛生法に係る様式について」で示す営業許可申請書・営業届（以下「申請書」という）によるものとする。ただし、必要事項が満たされていれば、他の様式でも差し支えないものとする。当該申請書の記載方法は別添記載例を参考とする。
- 4 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 許可の有効期間は5年とする。

- (2) 魚介類の販売にあつては、調理及び加工行為は行わないこと。
 - (3) 営業の区域は県内一円とする旨。
 - (4) 給水・廃水タンクが約 40 リットルの場合は、簡易な調理による品目かつ単一品目である旨及び使い捨て食器を使用する旨。給水・廃水タンクが約 80 リットルの場合は、大量の水を要しない、2 工程程度までの簡易な調理による品目及び使い捨て食器を使用する旨。
 - (5) 魚介類の販売を除き、生ものは取扱品目としないこと。
- 5 許可にあつては、許可証を交付し、許可証（写しを含む）は営業時必ず携帯するよう指導すること。

（下処理施設）

第 5 条 営業車で取り扱う食品をあらかじめ調理加工する場合は、行われる作業に応じた法の許可又は届出を受けた施設（以下「下処理施設」という。）で行わなければならない。ただし、野菜類の細切等農産物の単純な加工を行う場合等、保健所長が下処理施設について当該許可等を受けることを要しないと認める場合は、この限りでない。

（営業車の公衆衛生上必要な措置の基準）

第 6 条 営業者が遵守すべき公衆衛生上必要な措置の基準は、食品衛生法施行規則第 66 条の 2 及び食品衛生法施行条例（平成 11 年長野県条例第 51 号。以下「条例」という）第 3 条に定めるとおりとする。

（営業車の施設基準）

第 7 条 営業車の施設基準は、条例別表第 1 に定める営業の施設についての共通基準及び条例別表第 2 の 1 のうち該当する各号の基準を適用する。ただし、魚介類を販売する場合にあつては、条例別表第 1 の 3 第 10 号に規定されている冷蔵又は冷凍設備が必要となること。

また、給水・廃水タンクの容量で実施可能な営業内容は、令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」第 1 の 2 イ（2）(ii)いわゆるキッチンカーによる営業における留意点を適用することとし、その取り扱いは別表第 1 のとおりとする。なお、魚介類販売業は調理行為を行わないで販売するものに限ることから、給水・廃水タンクの容量は 40 リットル程度で行えるものとする。

ただし、許可申請時に営業者の業務計画をよく聴取し、業務実態に沿った容量タンクを整備させること。

（監視指導）

第 8 条 営業車による営業行為は、機動性を有し広範囲にわたるため、保健所間の連絡を密にし、営業中の実態を把握し、固定店舗と同様に監視指導を行うこと。

2 違反を発見したときは、適切な指導をするとともに許可をした保健所長に通報する

ものとする。

(行政処分)

第9条 営業許可の取消し、営業の禁止及び停止並びに施設の改善命令は、許可をした保健所長が行うものとする。

2 違反食品の廃棄及び前項の行政処分以外の処置は、監視を行った保健所長が行うものとする。

3 監視を行った保健所長が監視の結果、第1項の行政処分を必要と認めるときは、許可した保健所長にその旨通報するものとする。

4 第1項及び第2項の行政処分又は処置を行った保健所長は、その処分の結果を関係保健所長に通知するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に許可処分したものについては、当分の間、従前の例によることができる。

附則（平成3年3月28日）

この改正は、平成3年4月1日から施行する。

附則（平成5年3月26日）

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

附則（平成8年3月26日）

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附則（平成10年2月6日）

この改正は、平成10年2月21日から施行する。

附則（平成12年3月30日）

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成15年8月29日）

この改正は、平成15年8月29日から施行する。

附則（平成26年3月18日）

この改正は、平成26年3月18日から施行する。

附則（令和3年5月26日）

(施行期日)

1 この改正は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46

号) 第 2 条の規定による改正前の食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「旧法」という。) 第 52 条第 1 項の許可を受けて旧要綱第 4 条の営業を営んでいる者は、当該許可に係る旧法第 52 条第 3 項の有効期間の満了の日までの間は、なお、従前の例により当該営業を行うことができる。

別表第 1 （第 3 条関係）

営業車による営業許可対象業種及び実施可能な営業内容

許可対象業種	給水・排水タンク (リットル)	実施可能な営業内容
飲食店営業	約 4 0	・簡易な調理のみ(温める、揚げる、盛り付ける等)を行うこと、かつ単一品目のみ取り扱うこと ・使い捨て食器を使用する ・生ものを除く
	約 8 0	・大量の水を要しない、2 工程程度までの簡易な調理を行うこと、又は複数品目を取り扱うこと ・使い捨て食器を使用する ・生ものを除く
	約 2 0 0	・大量の水を要する調理を行う、複数の工程からなる調理を行うこと ・生ものを除く。
魚介類販売業	約 4 0	鮮魚介類（調理加工を行わないで販売するものに限る。）